

## 第 18 号議案

新宮町個人情報の保護に関する法律施行条例の一部  
を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 3 月 3 日

新宮町長 桐 島 光 昭

### 理 由

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、個人の権利利益を保護することを目的とした法令等の理念にのっとり、要配慮個人情報を新たに規定することとしたため、新宮町個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正するもので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により町議会の議決を求めるものである。

新宮町条例第 号

新宮町個人情報の保護に関する法律施行条例の一部  
を改正する条例

新宮町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年新宮町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の1条を加える。

（条例要配慮個人情報）

第2条の2 法第60条第5項の条例で定める記述等は、同和地区（歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域をいう。）の所在地を含む記述等とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参考資料)

新宮町個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年新宮町条例第4号)新旧対照表

改正後	改正前
<p>(条例要配慮個人情報)</p> <p><u>第2条の2 法第60条第5項の条例で定める記述等は、同和地区(歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域をいう。)の所在地を含む記述等とする。</u></p>	